



® 平成 29 年 2 月 15 日 (水)

No. 14384 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解④

商標「Rubotan LINE事件」…………… (1)

商標判例読解④

商標「Rubotan LINE事件」

(不使用取消審判における商標的使用態様、
社会通念上同一性について)

ユアサハラ法律特許事務所／商標判例研究会

弁理士 神蔵 初夏子

裁判所：知的財産高等裁判所

事件番号：平成27年(行ケ)第10203号 審決取消請求事件

事件名：商標「RubotanLINE事件」

判決日：平成28年3月24日判決

裁判官：大鷹一郎(裁判長)、田中正哉、神谷厚毅

「特許ニュース」・「知財ぷりずむ」に、弊所が提供した記事を公開しています

<http://www.giplaw-osaka.co.jp>

※2011年から最近までの記事

GIP
Shinjuu GLOBAL IP

A member office of United GIPs
Obtaining and Protecting Intellectual Property Rights Globally
Osaka, Tokyo, Washington, Seoul, Beijing, Munich, Singapore, Delhi

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544

<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

★キーポイント

商標法第50条第1項不使用取消審判において、使用商標が登録商標に他の文字を付加したものであるときに、登録商標と社会通念上同一の商標といえるかが争われた。審判では登録商標を使用していたことを証明していないとして登録を取消す旨の審決が出された。裁判においてもその審決が維持され、請求が棄却された。

1. 事案の概要

不使用取消審判において、登録商標「Line/ライン」と社会通念上同一である「LINE」「ライン」に他の文字「Rubotan」「LIQUID」「ルボタン」「ライン」を付記したものを指定商品中のアイライナーの容器正面や包装用箱に付して使用していた。特許庁は、あくまでも一連一体としての「Rubotan LINE」「ルボタンライン」が使用されていたのであり、登録商標と社会通念上同一である「LINE」「ライン」が使用されていたのではないとして、取消審決を出した。審決取消訴訟でもそれが維持された。

原告：株式会社伊勢半

被告：Y

本件商標（原告所有商標）

登録第1859812号

商標
Line
ライン

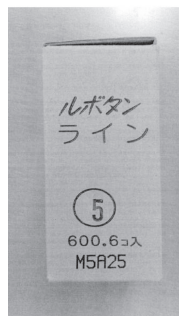
出願日：昭和58年4月1日

登録日：昭和61年5月30日

指定商品：第3類「せっけん類、歯磨き、化粧品、



使用商標 ①



使用商標②

植物性天然香料、動物性天然香料、合成香料、調合香料、精油からなる食品香料、薫料」

2. 不使用取消審判

審決の理由

(1) 本件商標の通常使用権者である(株)エリザベスは要証期間内に(株)マスタ増及び「新世界べにや」に対し、本件使用商標①を包装に付したアイライナーを譲渡し、又は引き渡したこと、本件使用商品の包装の表面には「Rubotan」,「LINE」,「LIQUID」「ルボタン」及び「ライン」の文字を五段に横書きしてなる本件使用商標①が表示され、本件使用商品の包装の裏面には「ルボタン ライン」の文字、「(アイライナー)」の文字などがあることが認められる。

(2) 本件使用商品は、本件審判請求に係る指定商品中の「化粧品」の範疇に属する。本件商標からは「線、系列」の観念を生じる。

他方で、本件使用商標①において、「LIQUID」は上段の2つの欧文字よりきわめて小さな文字で、異なる書体で表されており、商品が「液状」であることを表示する語と認識され、それ自体は自他商品の識別力がない。上段二段の「Rubotan」と「LINE」の欧文字部分は書体及び大きさが多少異なっているが、いずれも通常に用いられる書体からなるものであり、下段二段にその表音ともいえる片仮名が同書、同大を以てまとまりよく併記され、「ルボタンライン」の称呼も淀みなく一連に称呼しうるから、上段二段の「Rubotan」と「LINE」の欧文字部分と下部二段の「ルボタン」及び「ライン」の片仮名部分が自他商品識別のための要部というべきであり、その全体として特定の意味合いを想起させない造語である。そうすると、本件商標と本件使用商標①はその構成文字において明らかな差異があり、また、その称呼及び外観においても同一とは言えず、本件使用商標①は本件商標と社会通念上同一の商標と認めることはできない。

3. 本件審決取消訴訟

取消事由1（本件商標の使用の事実の判断の誤り）について

(1) 本件使用商標①と本件商標の社会通念上同一性について